

第2章 道路災害対策計画

町内において、道路輸送途上での危険物等の大量流出事故や、構造物の被災による大規模事故の未然防止、被害の軽減及び復旧のために関係機関がとるべき対策について、次のとおり定める。

第1節 災害予防

第1 道路交通の安全のための情報の充実

1 気象情報の伝達【町、道路管理者、水戸地方気象台】

- 町及び道路管理者は、水戸地方気象台が発表する道路災害に関する情報を有効に利活用できるように、体制を整える。
- 水戸地方気象台は、道路交通安全に係る気象、地象、水象の現象を的確に観測し、これらに関する実況あるいは予・警報等の情報を適時、的確に発表すると同時に、発表情報の内容の改善、情報を迅速かつ適切に収集・伝達するための体制、施設及び設備の充実を図る。

2 道路の異常に関する情報の収集・伝達【町、道路管理者】

- 町及び道路管理者は、道路パトロール等の実施により、道路施設等の異常を迅速に発見する体制を整備するものとし異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に道路利用者にその情報を迅速に提供する体制の整備を図る。
- また、町は、県の交通情報提供体制に準じた情報の収集・提供体制を構築するよう努める。

第2 道路施設等の管理と整備

1 管理する施設の巡回及び点検【町、道路管理者】

- 町及び道路管理者は、道路施設の事故及び災害に対する安全性確保のため、定期的に巡回を実施し、特に、大規模な地震、大雨、洪水などの直後に、施設への影響を確認するため、巡回及び点検を実施する。
- 道路管理者は、道路施設の事故及び大規模な地震、大雨、洪水などに対する安全確保のため、定期的にパトロール及び点検を実施する。

2 安全性向上のための対策の実施【町、道路管理者】

- 町及び道路管理者は、安全性、信頼性の高い道路整備を進めるため、計画的かつ総合的に道路整備を行うよう努める。

第3 迅速かつ円滑な災害応急対策、復旧対策への備え

1 情報の収集・連絡体制の整備【町、道路管理者】

○町及び道路管理者は、道路施設の事故及び緊急時の通報連絡体制を確立するとともに、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進する。

(1) 情報の収集・連絡【町、道路管理者】

○町は、県その他道路管理者間において情報の収集・連絡体制の整備を図る。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。

○町は、緊急時の通報連絡体制を確立するとともに、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進する。

(2) 情報の分析整理【町】

○町は、発災時に県の行う情報分析に協力できるよう体制を整える。

(3) 通信手段の確保【町】

○非常通信体制を含めた道路災害時における通信手段については、第2編 地震災害対策計画編 第2章 地震災害予防計画 第1節 防災体制の整備 第3「情報通信ネットワークの整備」を準用する。

2 災害応急体制の整備

(1) 職員の体制【町】

○町は、実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図るとともに、必要に応じ応急活動のための初動対応マニュアルにより、職員の災害時の活動内容等の周知を図る。

(2) 防災関係機関相互の連絡体制【町】

○災害発生時には、防災関係機関相互の連絡体制が減災への重要な事項となることから、各関係機関は、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援協定の締結など平素からの連携強化に努める。

○また、現在締結している「災害時等の相互応援に関する協定（県内全市町村）」、「茨城県広域消防相互応援協定（県内全消防本部）」及び「災害時の情報交換に関する協定」をもとに、更に具体的かつ実践的な連携体制の強化に努める。

3 救助・救急、医療及び消火活動への備え

(1) 消火、救急、救助活動への備え【町、消防関係機関】

○災害時に迅速に応急活動ができるよう、それぞれの防災機関の実情に応じ、救助・救急用資機材、消火用資機材、車両、船舶等の整備に努める。

(2) 医療活動への備え【町、消防関係機関】

○災害時の迅速な医療活動実施のための事前対策については、第2編 地震災害対策計画編 第2章 地震災害予防計画 第3節 被害の軽減・防止 第3「医療救護活動」を準用する。

(3) 消火活動への備え【西南広域消防本部】

○平常時より消防機関及び道路管理者等は、機関相互間の連携の強化を図る。

4 緊急輸送活動への備え【町、道路管理者】

- 信号機、情報板等の道路交通関連施設について災害時の道路交通管理体制の整備に努める。
- また、道路災害時の交通誘導を適切に実施するものとし、必要に応じ警備業者等の協力を得て災害時の交通誘導を円滑に実施するとともに、発災後において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について平常時から周知を図る。

5 危険物等の流出時における防除活動への備え【町、下妻警察署、道路管理者】

- 町及び道路管理者は、道路搬送途上における危険物等流出事故の備えについては、危険物等災害対策計画に定める予防対策を準用する。

6 関係者等への的確な情報伝達活動への備え【町】

- 町は、被災者の家族等からの問合せ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておく。

7 防災訓練の実施【町】

- 大規模な事故災害等が発生した場合に、応急対策が迅速かつ円滑に行えるよう、危険物大量流出事故等あらゆる被害を想定し、関係機関と連携した実践的な訓練を定期的・継続的に実施し、大規模な道路災害への対応能力の向上に努める。

8 応急対策のための資機材等の整備、備蓄【町、道路管理者】

- 町及び道路管理者は、大規模な道路災害が発生した場合、迅速な応急対策等に備えるため災害対策用資機材、物資の整備、備蓄を図るとともに、特殊な資機材については緊急に調達できるよう関係業界との協力体制の整備に努める。

9 災害復旧への備え【町、道路管理者】

- 町及び道路管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

第4 防災知識の普及【町、道路管理者】

町及び道路管理者は、道路利用者に対し、災害時の対応等の防災知識の普及を図る。

第5 再発防止対策の実施【町、道路管理者】

町及び道路管理者は、原因究明のための総合的な調査研究を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施する。

第2節 災害応急対策

第1 発災直後の情報収集・連絡

1 災害情報の収集・連絡

(1) 道路災害情報等の収集連絡

①発見者の措置【発見者】

○道路災害の発生を発見した者は、直ちに、その旨を町長、警察官、消防吏員又は道路管理者に通報しなければならない。また、何人も、この通報が最も迅速に到達するよう協力しなければならない。

②道路管理者の措置【町、道路管理者】

○道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合、又は発生するおそれがある場合は速やかに被害状況を県に連絡する。

③県の措置【県】

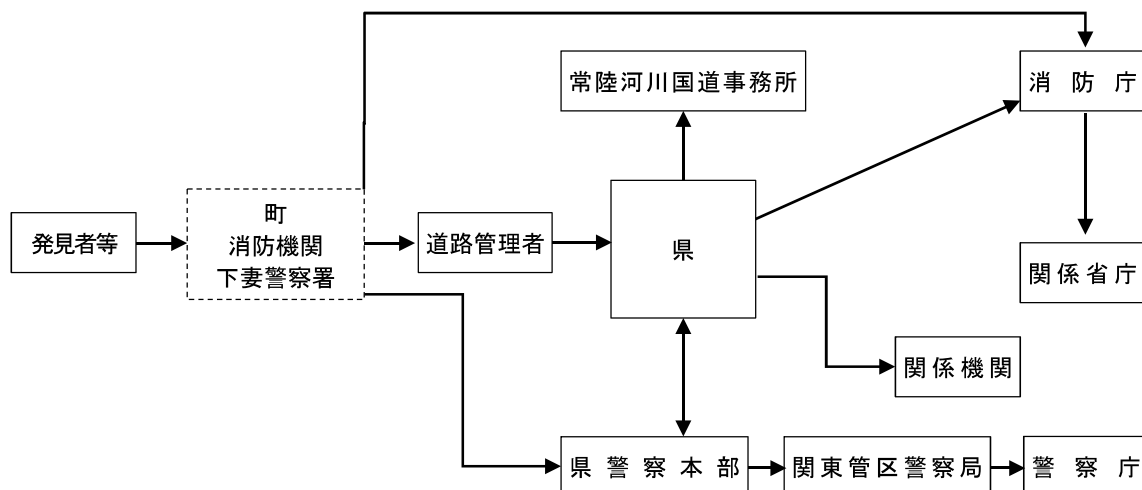
○国土交通省常陸河川国道事務所から受けた情報を関係市町村及び関係機関等へ連絡する。
また、大規模な道路災害の発生等に関する連絡を受けた場合は、市町村等から情報を収集するとともに、自らも必要な災害規模に関する概括的な情報を収集し、これらの情報を消防庁に報告するとともに必要に応じ国土交通省に連絡する。

④町の措置【町】

○町は、大規模な道路災害の発生又は発生するおそれに関する連絡を受けた場合は、直ちに事故情報を県に報告する。併せて「火災・災害等即報要領」に基づき、直接即報基準に該当する事案については、消防庁に対しても原則として覚知後30分以内で可能な限り早く報告する。

(2) 道路災害情報等の収集・連絡系統

○道路災害情報等の収集・連絡系統及び連絡先は次のとおりとする。



※ [] の機関で第1報を受けた機関は、他の残りの機関への連絡を行う。

【連絡先】

機 関 名	担当部署	電話番号（夜間・休日の場合）
消防庁	応急対策室	03-5253-7527[宿直室 03-5253-7777]
国土交通省常陸河川国道事務所	道路管理第二課	029-240-4073（同左）
茨城県	消防安全課	029-301-2896
	防災・危機管理課	029-301-2885（同左）
茨城県警察本部	警備課	029-301-0110 内線5751（総合当直）

第2 活動体制の確立

1 町の活動体制

（1）職員の動員配備体制区分の基準及び内容

○職員配備の決定基準は、道路災害の状況等により次のとおり定める。

体制区分	基準	配備人員	災害対策本部等の設置
警戒体制 （事前配備）	道路災害により、多数の死傷者が発生するおそれのある場合、道路上での重大事故が発生した場合、又はその他の状況により町長が必要と認めた場合	あらかじめ定める防災関係職員	災害警戒本部を設置する。
非常体制	道路災害により、多数の死傷者が発生した場合、又はその他の状況により町長が必要と認めた場合	道路災害応急対策が円滑に行える体制	災害対策本部を設置する。

（2）職員動員配備体制の決定

①警戒体制

○道路事故情報、被害情報、県及び防災関係機関の情報に関する総務部長の報告に基づき、町長が配備体制区分の決定基準に基づき決定する。

②非常体制

○総務部長の報告に基づき町長が体制を決定する。

③上記①、②の決定者及び決定者が不在かつ連絡不能な場合の代行者は次のとおりとする。

	決 定 者	代 行 者 1	代 行 者 2
警戒及び非常体制	町 長	副 町 長	総 務 部 長

（3）職員の動員【町】

○第2編 地震災害対策計画編 第3章 地震災害応急対策計画 第1節 初動対応計画 第1「職員の参集・動員」を準用する。

（4）災害対策本部等の設置基準等【町】

①災害警戒本部設置基準

- ア 道路事故災害により多数の死傷者が発生するおそれのある場合
- イ 道路上での重大事故が発生した場合
- ウ その他町長が必要と認めた場合

②災害警戒本部廃止基準

- ア 道路事故災害による多数の死傷者発生のおそれなくなった場合
- イ その他町長が必要なしと認めた場合

③災害対策本部設置基準

- ア 道路事故災害により、多数の死傷者が発生した場合
- イ その他町長が必要と認めた場合

④災害対策本部廃止基準

- ア 事故災害応急対策をおおむね完了した場合
- イ その他町長が必要なしと認めた場合

(5) 災害対策本部等の組織、設置の決定及び本部の設置等【町】

- 第2編 地震災害対策計画編 第3章 地震災害応急対策計画 第1節 初動対応計画
第2「組織計画」を準用する。

2 県の活動体制【県】

- 道路災害発生時の県の活動体制については、茨城県地域防災計画を参照のこと。

3 道路管理者の活動体制【町以外の道路管理者】

- 町以外の道路管理者は、必要に応じ、道路事故災害対策計画を策定し、第一次的に災害応急対策を実施する機関として、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制を取る。

4 広域的な応援体制【国、県、町、隣接市町】

- 町内において道路事故による災害が発生し、自力による応急対策等が困難な場合、第2編 地震災害対策計画編 第3章 地震災害応急対策計画 第3節 応援・受援 第1「他の地方公共団体等に対する応援要請」に準じて、迅速・的確な応援要請の手続を行うとともに、受入体制の確保を図る。

5 自衛隊の災害派遣【県、町、自衛隊】

- 町長は、自衛隊の災害派遣の必要性を道路事故の規模や収集した被害情報から判断し、必要と認められた場合は、第2編 地震災害対策計画編 第3章 地震災害応急対策計画 第3節 応援・受援 第2「自衛隊派遣要請の実施及び受援体制の確保」に準じて要請する。

第3 救急・救助、医療及び消火活動

1 救助・救急活動【町、西南広域消防本部、道路管理者】

- 町及び道路管理者は、県、警察、自衛隊等の関係機関と連携し、事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うよう努めるとともに、救助・救急活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努める。
- また、消防機関は、大規模な道路災害が発生した場合においては、傷病者の救助・救急活動を迅速に行うとともに、早急な被害状況の把握に努め、必要に応じ県を通じて緊急消防援助隊の派遣を要請する。

2 医療活動【県、町、医療関連機関】

- 発災時には、医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想されることから、第2編 地震災害対策計画編 第3章 地震災害応急対策計画 第4節 被害軽減対策 第5「応急医療救護」に準じて、関係医療機関及び防災関連機関との密接な連携のもとに、一刻も早い医療救護活動を行う。
- また、被災者に対する心のケアを行う必要がある場合は、第2編 地震災害対策計画編 第3章 地震災害応急対策計画 第5節 被災者生活支援 第2「避難生活の確保、健康管理」の心のケア対策に準じて実施する。

3 消火活動【町、西南広域消防本部】

- 町及び道路管理者は消火活動が円滑かつ効率的に行われるよう、関係機関との総合調整及び必要な機関への応援要請を行う。
- 西南広域消防本部は、速やかに事故による火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

第4 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動【町、下妻警察署】

緊急輸送にあたっては、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通流監視カメラ、車両感知器等を活用して、交通状況を迅速に把握する。また、町は、必要に応じて、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うことを警察に対して要請する。

第5 危険物の流出に対する応急対策【町、道路管理者】

道路輸送中における危険物等の流出事故が発生した場合の応急対策は、危険物等災害対策計画に準じ行う。

第6 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動【町、道路管理者】

町及び道路管理者は、迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努めるとともに、道路施設の応急復旧活動に際し、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設についても、緊急点検を実施する。

また、町及び道路管理者及び警察本部は、災害発生後直ちに、被災現場及び周辺地域並びにその他の地域において、交通安全施設の緊急点検を実施し、災害により破損した交通安全施設の早期復旧に努める。

第7 関係者等への的確な情報伝達活動

1 情報伝達活動【県、町、放送事業者、通信社、新聞社】

○町は、県と協力の上で、道路災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等、被災者の家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て適切に提供する。

○この際、聴覚障がい者に対する広報は、正確で分かりやすい文書や字幕付き放送、文字放送による。

(1) 情報の伝達内容

- ①町及び関係機関の実施する応急対策の概要
- ②避難指示及び避難先の指示
- ③地域住民等への協力依頼
- ④その他必要な事項

2 関係者からの問合せに対する対応【町】

○町は、必要に応じ災害発生後、速やかに関係者からの問合せに対応する窓口設置、人員の配置等の体制の整備に努める。

第8 防疫及び遺体の処理

発災時の防疫及び遺体の処理については、第2編 地震災害対策計画編 第3章 地震災害応急対策計画 第7節 応急復旧・事後処理 第4「災害廃棄物の処理・防疫・障害物除去」及び第5「行方不明者の搜索及び遺体の処理」に準じて実施する。